

令和8年3月31日

【内閣官房】

## 【概要書】

### 国民の保護に関する基本指針の一部変更

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

《報告書の概要》

・別添参照

連絡先は省略。

## 「国民の保護に関する基本指針の一部変更」について

## 変更の趣旨

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）は、政府に対し、国民の保護に関する基本指針の作成を義務付けるとともに、その変更の際には、閣議決定及び国会報告を義務付けている。
- 今般、近年の国民保護施策の進展を踏まえた、基本指針の一部変更を行う。

## 変更の概要

- 国民保護法施行令の改正（令和7年8月）により、救援に「福祉サービスの提供」を追加したことに伴う変更
- 国が、シェルター確保に係る基本的な方針について定めるものとする旨の明記
- その他（記述の適正化等）

（参考）国民の保護に関する基本指針の位置付け

